# アブダビ日本人学校バス運営会規則

アブダビ日本人学校バス運営会

第1章 「名 称 ]

第1条 本会は「アブダビ日本人学校バス運営会」と称する。

第2章 「目的」

第2条 本会は、「児童生徒・園児の通学・通園は、学校運営理事会、アブダビ日本人学校、アブダビ日本人学校幼稚園の協力を得て、保護者の責任において行う」という基本理念のもと、通学・通園時の児童生徒・園児の安全及びスクールバスの円滑な運営を図ることを目的とし設立される。なお、本規則は「Abu Dhabi Emirate School Transport Guidebook」に基づき制定する。

第3章 [組織構成]

- 第3条 本会の組織は、スクールバスを利用する児童生徒・園児(以下「スクールバス利用者」という)の保護者及び理事会・学校・幼稚園の関係者で構成する。
- 第4条 本会には、次の役員並びに事務局を置く。
  - (1) 会長 1名 (スクールバス利用者の保護者より選出する)
  - (2) 副会長 1名 (スクールバス利用者の保護者より選出する)
  - (3) 会計 学校、幼稚園 各1名 (スクールバス利用者の保護者より選出する)
  - (4) 事務局

事務局は、会長・副会長及び下記の事務局員で構成する。

- ① スクールバス利用者の保護者 若干名(会長及び副会長が兼ねることができる。)
- ② 理事会総務部会 若干名
- ③ 学校の教頭、学校スクールバス担当教諭 若干名
- ④ 幼稚園の副園長、幼稚園スクールバス担当教諭 若干名
- 第5条 会長は、本会を代表し、次の職務を行う。
  - (1) 総会を招集し、その議長となる。
  - (2) 必要に応じて臨時総会を招集して、その議長となる。
  - (3) 事務局員を招集して、本会に関わる事項の企画立案を行う。
  - (4) 総会、臨時総会の決議に基づいて、その業務の執行を理事会、学校・幼稚園に委託する。

- 第6条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 第7条 会計担当役員は、次の職務を行う。
  - ① バス代金の徴収業務
  - ② スクールバス運行に関する日常的な業務 (バス時刻表、ルート作成)
- 第8条 本会の運営は、該当年度の4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第9条 第4条の役員及び事務局の任期は、第7条に示す1年とする。役員及び事務局に欠員が生じた場合は、必要に応じて補充を行うことができる。また、役員及び事務局の留任は妨げないものとする。

### 第4章 [総会]

- 第10条 本会は、第2条に示す目的を達成するため、総会を開催し、次の事項の審議及び承認を 行う。
  - (1) 予算、決算に関する事項
  - (2) スクールバスの運行、利用方法、並びに、利用料金に関する事項
  - (3) 「本規則」の制定及び改廃に関する事項
  - (4) 役員の選出に関する事項
- 第11条 本会は、総会及び臨時総会の決議に従い、下記の業務を理事会と協議する。
  - (1) 予算、決算、監査に関する事項
  - (2) スクールバスの運行そのもの、若しくは運行従事者の外部委託に関する事項
- 第12条 本会は、総会及び臨時総会の決議に従って、下記の業務の執行を、学校・幼稚園に委託する。
  - (1) 緊急事態発生時の初動業務及び避難訓練等の危機管理
  - (2) スクールバス運行に関わる関係機関との交渉や対応、及び申請・事務手続き
  - (3) その他、理事会から指示された業務
  - (4) スクールバス委託会社との交渉
- 第13条 総会の議決権は、スクールバス利用者の保護者が有する。
- 第14条 総会及び臨時総会の定足数は会員の過半数とし、議決は出席者の過半数とする。

#### 第5章 「事務局]

- 第15条 事務局は、会長の指示のもと、下記の業務を執行する。
  - (1) 予算、決算に関わる事項の立案
  - (2) 第10条に規定される事項の企画立案
  - (3) 第11条に規定される事項の企画・立案
  - (4) スクールバス運行に関わる諸規則等の立案、改廃
  - (5) 運営会及び事務局等の議事録の整理及び保管
  - (6) 危機管理上の重要な事態が発生した際の対応策の立案

### 第6章 「利用者]

- 第16条 スクールバスの利用は、保護者の自由意志により決定されるものとする。
- 第17条 スクールバスを利用できる者は、次の者とし、その料金は別紙に定める。
  - (1) スクールバス代を納入している児童生徒・園児
  - (2) その他、運営会が許可した者
- **第18条** 利用者は、「本規則」を遵守するとともに、あらかじめ指定された場所で乗降することを 原則とする。その詳細は、別途定める。
- 第19条 第16条 (1) の利用者は、利用申込書及び Abu Dhabi Emirate School Transport Guidebook に基づく誓約書を提出するものとする。
- 第20条 本会は、利用者が会則及び誓約事項を遵守できない場合には、利用者を退会させることができる。

### 第7章 [スクールバスの運行路線]

- 第21条 本会は、学校・幼稚園に在籍する児童生徒・園児が、安全かつ効率的に通学・通園にスクールバスを利用できるように、運行路線の確保に努めなければならない。
- 第22条 スクールバスの運行路線や乗降場所等は、第2条の目的が達成されるよう、次の事項を考慮して別途定める。
  - (1) 学校・幼稚園の教育活動に支障をきたさないこと
  - (2) 乗車時間や登校登園及び帰宅時刻等が、児童生徒・園児の負担とならないこと
  - (3) バス路線の交通事情や道路情報等
- 第23条 バスの出発地、帰着地は学校・幼稚園の所在地とし、運行区間ならびに乗降場所はあらか じめ定められた乗降場所のみとする。

### 第8章 [目的外の使用]

- 第24条 本会は、スクールバス運行の目的及び学校・幼稚園の教育活動に支障のない範囲で、事務 局の判断にてスクールバスを次の活動等のために使用できる。
  - (1) 学校・幼稚園の教育活動に関わる児童生徒・園児及び引率教職員等の輸送

#### 第9章 「事故等の責任]

- 第25条 スクールバスの運行により発生した事故、その他の損害・傷害等について、本会・理事会・ 学校・幼稚園及びこれらの組織に属する個人は、一切責任を負わない。
- 第26条 万が一、傷害事故等が発生した場合には、本会は、学校・幼稚園、理事会と連携して、関係者及び関係機関との間の求償交渉等に協力する。

### 第10章 「学校運営理事会との関係」

- 第27条 次のような状況・事態が生じた場合には、理事会の判断・指導・承認を得るものとする。
  - (1) スクールバス運行、並びに本規則に関し、重要かつ高度の判断を要する事項
  - (2) 危機管理上の重要な事態が発生した場合の処置
    - 2011年(平成23年)3月15日制定、2011年4月1日施行
    - 2013年(平成25年)3月5日一部改正、同日施行
    - 2014年(平成26年)4月1日一部改正、同日施行
    - 2014年(平成26年)7月2日一部改正、同日施行
    - 2015年(平成27年)2月9日一部改正、同日施行
    - 2015年(平成27年)3月11日一部改正、同日施行
    - 2016年(平成28年)11月23日一部改正、同日施行
    - 2019年(令和 元年) 7月11日一部改正、同日施行
    - 2021年(令和 3年) 9月30日一部改正、2022年4月1日施行
    - 2022年(令和4年)11月21日一部改正、2023年4月1日施行

## 別紙

# スクールバスを利用できる者と料金

利用できる者(目的・使途)	料金	参照条項
スクールバス代を納入している	児童生徒・園児一人あたり Dhs.5,000 とし、	第16条(1)
児童生徒・園児	学期毎に3回に分けて徴収する。	
学校又は幼稚園の教育活動に関	一人あたりの一回分の利用額は Dhs10 とす	第16条(2)
わる児童生徒・園児及び引率教	る。	第23条(1)
職員等の輸送	ただし、引率教職員等からは徴収しない。	